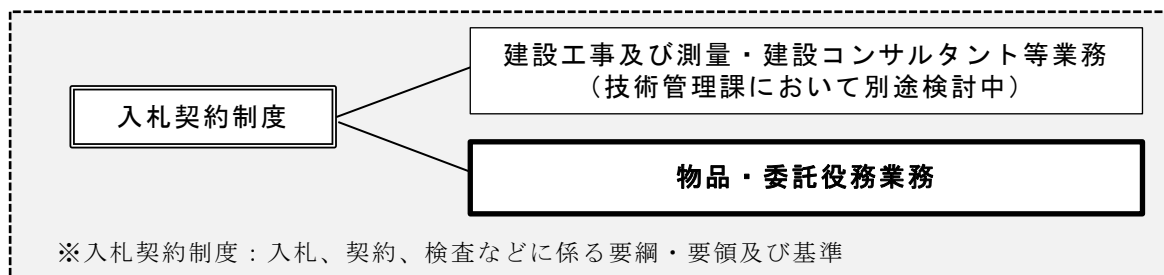


令和 6 年 10 月 21 日
会計課

物品・委託役務業務の入札契約制度の統一について

1 要 旨

水道企業団では、令和 5 年度の事業開始以降、暫定的に、本部及び事務所ごとに従前の県又は市町の入札契約制度に準拠し、物品調達や委託役務業務を実施しているが、令和 8 年度から入札契約制度を統一することとし、その内容を報告する。



2 入札契約制度統一の目的

- 受注しようとする者が、いずれの発注機関の案件でも同一のルールに基づいて入札等への参加を可能とする。【入札参加条件の明瞭化】
- 入札契約に係る事務の共通化・標準化の実現により、事務の属人化を防ぎ、一定の作業品質の確保を可能とする。【生産性・業務効率の向上】

3 統一に当たっての考え方

水道企業団は地方自治法上、都道府県に関する規定を準用することとなっていることを踏まえ、広島県の入札契約制度を基本としつつ、事業者へ及ぼす影響や水道事業の円滑な運営を考慮し、弾力的な運用が可能となる制度とする。

4 統一制度案の主な内容

- 広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿を適用
- 一般競争入札を原則
発注内容の目的や性質等により、指名競争入札、総合評価落札方式を選択
- 入札方法は、当面、書面による。
- 低入札価格調査制度を導入
委託・役務業務のうち、一般競争入札を行うもので、発注機関において必要と認めるものを対象

5 スケジュール

令和 6 年 10 月	統一制度案を水道企業団議会へ説明し、意見を伺った上で、事業者への周知を開始
令和 8 年 1 月	関係条例及び規程の改正
令和 8 年 4 月	統一制度の運用開始

《参考：令和８年度からの物品・委託役務業務の入札契約制度案の概要》

項 目		内 容													
入札参加資格者名簿		○広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿を適用 ※広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿への登録が水道企業団の入札参加資格要件 ※随意契約を行う場合においても、原則として、同名簿へ登録されている者の中から相手方を選定													
入札の種類		○一般競争入札を原則 ○発注内容の目的や性質等に応じて指名競争入札、総合評価落札方式による入札を実施													
入札方法		○書面による（持参又は郵送）。 ※本部発注案件は本部、事務所発注案件は事務所で入札実施 ※事務所発注案件の一部について、事務所からの依頼に基づき本部で入札を実施する場合がある。 ※当面、電子入札は行わない。													
予定価格		○非公表（物品等の売払いの場合は事前公表可）													
低入札価格	対象案件	○委託・役務業務のうち、一般競争入札を行うもので、発注機関において必要と認めるもの													
調査制度	調査基準価格	○設計価格の 100 分の 70													
随意契約可能額		<table><tr><td>工事又は製造の請負</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>財産の買入れ</td><td>160 万円</td></tr><tr><td>物件の借入れ</td><td>80 万円</td></tr><tr><td>財産の売払い</td><td>50 万円</td></tr><tr><td>物件の貸付け</td><td>30 万円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>100 万円</td></tr></table>		工事又は製造の請負	250 万円	財産の買入れ	160 万円	物件の借入れ	80 万円	財産の売払い	50 万円	物件の貸付け	30 万円	上記以外	100 万円
工事又は製造の請負	250 万円														
財産の買入れ	160 万円														
物件の借入れ	80 万円														
財産の売払い	50 万円														
物件の貸付け	30 万円														
上記以外	100 万円														